平成２１年（フ）第２３６号
青森県八戸市大字大久保字浜長根５番地３
債務者　大館　勇子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３２３号
群馬県高崎市北新波町313番地４　菊地アパート
債務者　藤井　　梢
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３２５号
群馬県高崎市片岡町３丁目16番７号　辰己コーポ201号
債務者　平野　伸二
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１８６号
埼玉県深谷市武蔵野1900番地５
債務者　横田　京子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１４５号
千葉県山武市成東2662番地16
債務者　三浦　慶徳
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１５０号
千葉県山武市松尾町高富1541番地12
債務者　加藤　　勇
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１６９号
千葉県山武市富口269番地４小川荘201
債務者　岸本美佐子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１８６号
千葉県山武郡九十九里町片貝2015番地５
債務者　福本　景子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第３６７号
川崎市多摩区登戸3379番地　松栄ハウス203
債務者　明瀬　礼洋
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４３２号
川崎市川崎区浅田２丁目10番７号　メゾンヤマシタ202
債務者　堀田　大輔
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４３３号
川崎市川崎区浅田２丁目10番７号　メゾンヤマシタ202
債務者　堀田　三貴
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４４２号
川崎市多摩区長尾７丁目３番12―201号
債務者　前澤京子こと　前沢　京子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４８２号
川崎市川崎区江川１丁目６番６号　一松荘６号室
債務者　鈴木　弘子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４８５号
川崎市川崎区桜本２丁目37番12号
債務者　鈴木　百恵
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４９０号
川崎市多摩区東生田２丁目４番３―205号
債務者　秋田　和慶
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４９１号
川崎市多摩区東生田２丁目４番３―205号
債務者　秋田千恵子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４９２号
川崎市麻生区高石３―26―６―201、住民票上の住所川崎市麻生区向原３丁目11番10号
債務者　箕輪　克彦
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４９８号
川崎市多摩区栗谷３丁目12番５号
債務者　加藤智恵美
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係